

マイナ保険証をご利用ください



－ 令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります －
※マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録方法は裏面をご覧ください。

マイナ保険証を使うメリット

1 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。
また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



2 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を**20円節約**でき、自己負担も低くなります。(令和6年2月時点)

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



・ 令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（令和7年12月1日まで）**使用可能です。

※**有効期限が令和7年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使用できます。** → 有効期限はお手元の保険証でご確認ください。

(埼玉県内の後期高齢者医療制度及び国民健康保険にご加入の方は、有効期限は原則令和7年7月31日です。)

・ 令和6年12月2日以降、マイナ保険証又は有効な保険証を保有していない方には、申請いただくことなく **「資格確認書」** が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナンバーカード 保険証利用

検索

【マイナンバーについてのお問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30